

# 事業再構築指針のまとめ

令和3年3月18日現在



## 【補助額】

**通常枠**：補助額100万円～6,000万円 補助率 2 / 3

**卒業枠**：補助額6,000万円超～1億円 補助率 2 / 3

## 【補助対象経費の例】

### ＜主要経費＞

●建物費（建物の建築・改修に要する経費）、建物撤去費、設備費、システム購入費

### ＜関連経費＞

●外注費（製品開発に要する加工、設計等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）

●研修費（教育訓練費等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）

●リース費、クラウドサービス費、専門家経費

## 【申請要件】

### 1. 売上が減っている

●申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。

### 2. 事業再構築に取り組む

●事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。→次ページ以降にて解説

### 3. 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

●事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。

●補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グローバルV字回復枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

# 事業再構築の定義とは

5つのうち、いずれかの類型に該当する事業計画を認定支援機関と策定する

## 新分野展開

新たな製品等で  
新たな市場に進出する

## 事業転換

主な「事業」を転換する

## 業種転換

主な「業種」を転換する

## 業態転換

製造方法等を転換する

## 事業再編

事業再編を通じて新分野  
展開事業転換、業種転換、  
業態転換を行う

## 中小企業卒業枠

< 中小企業向け >  
資本金又は従業員を増やし、  
中小企業を卒業して、  
中堅企業・大企業への成長を目指す

## 中堅企業

## グローバルV字回復枠

< 中堅企業向け >  
中堅企業が、コロナで大きな影響を受けたが  
海外展開をして、業績のV字回復を目指す

その上で…

# 1. 新分野展開について

事業や業種は変えず、『新規製品等』で、  
『新規市場』へ進出し、**総売上高の10%**を達成すること。

## POINT①「製品等の新規性要件」

- ・過去に実績がないこと
- ・既存設備のままではないこと
- ・競合他社製品と被らないこと
- ・計測できる場合は、既存製品等と性能が異なること

## POINT②「市場の新規性要件」

- ・既存製品等と新製品等とで代替性が低いこと
- ・既存製品等と新製品等とで顧客層が異なること(→任意)

「製品等の新規性要件」、「市場の新規性要件」、  
「事業計画期間終了後の総売上高10%要件」の  
3つを『全て満たす事業計画』にて示す必要がある

【例：製造業】航空機用部品を製造していたが、新たに医療機器部品の製造に着手、  
5年間の事業計画期間終了時点で、医療機器部品の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定している場合。

【例：不動産業】マンション経営からテレワークや小会議室へ改装、オフィス機器を導入し、  
3年間の事業計画期間終了時点で、当該レンタルオフィス業の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定している場合。

## 2. 事業転換について

業種を変えず、『新規製品等』で『新規市場』に進出し、その転換した事業が『売上高構成』で最も高くなること。

### POINT 「事業転換の定義」

直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める日本標準産業分類に基づく**大分類の産業を変えずに、中分類、小分類又は細分類の産業を変更すること**

【例：飲食サービス業】日本料理店が、換気の徹底で感染リスクの低いとされ業績が好調な焼肉店を新たに開業し、3年間の事業計画期間終了時点において、焼肉店の売上高構成比が最も高くなる計画を策定している場合。

(※) 【大分類】M宿泊業、飲食サービス業⇒【中分類】76飲食店⇒【小分類】762専門料理店⇒【細分類】7621日本料理店…7623中華料理店、7624ラーメン店、7625焼肉店…（細分類ベースで事業転換）

【例：製造業】プレス加工用金型の下請け業者が、培った技術で、新たに産業用ロボット製造業を開始し、5年間の事業計画期間終了時点で、産業用ロボット製造業の売上高構成比が最も高くなる計画を策定している場合。

【大分類】E製造業⇒【中分類】生産用機械器具製造業⇒【小分類】269その他の生産用機械・同部分品製造業⇒【細分類】2691金属用金型・同部分品・附属品製造業…2694ロボット製造業…（細分類ベースで事業転換）

# 3. 業種転換について

『新規製品等』で『新規市場』に進出する際、  
転換した業種が『売上高構成』で最も高くなること。

## POINT 「業種転換の定義」

直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が  
属する、  
総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産  
業を変更すること。

【例：賃貸業】レンタカー事業者が、新たにコロナ対策に配慮した貸切ペンションを経営し、レンタカー事業と組み合わせたプランを提供し、3年間の事業計画期間終了時点において、貸切ペンション事業を含む売上高構成比が最も高くなる計画を策定している場合。（参考）日本標準産業分類【大分類】…K不動産業、物品賃貸業…M宿泊業、飲食サービス業…（レンタカー事業は物品賃貸業、ペンションは宿泊業）

【例：製造業】生産用機械の製造業者が、工場を閉鎖し、データ通信料の増大を見込み、跡地に新たにデータセンターを建設し、5年間の事業計画期間終了時点で、データセンター事業を含む売上高構成比が最も高くなる計画を策定している場合。

（参考）日本標準産業分類【大分類】…E製造業、…G情報通信業…（データセンターは情報通信業）

# 4. 業態転換について

事業や業種を変えず、『新規製品等』を新規製造方法等に転換し、**総売上高の10%**を達成すること。

## POINT 「業態転換の定義」

コロナ感染リスクを抑えつつ、既存ビジネスモデルの**生産性向上**に繋がること。  
既存業態の撤去、縮小、非対面化、無人化・省人化、自動化、最適化に資するデジタル技術の活用を伴うもの。単なる利用ではなく、カスタマイズや改良などの工夫を要する

「製造方法等の新規性要件」、  
「製品等の新規性要件」又は、「設備撤去等又はデジタル活用要件」、  
「売上高10%要件」の3つを『全て満たす事業計画』にて示す必要がある

【例：サービス業】ヨガ教室を経営していたが、コロナの影響で顧客が激減したことで、オンライン専用のヨガ教室を開始し、3年間の事業計画期間終了後、総売上高の10%以上を占める計画を策定している場合。

【例：製造業】健康器具の製造業者が、コロナ感染リスクを抑えつつ、生産性を向上させることを目的として、AI・IoT技術などのデジタル技術を用いて、製造プロセスの省人化を進めると共に、削減されたコストを投じて、より付加価値の高い健康器具を製造したことで、5年間の事業計画期間終了後、総売上高の10%以上を占める計画を策定している場合。



# 5. 事業再編について

会社法上の組織再編行為（M&A等）を行った上で、他の事業再構築要件のいずれかを行うこと。

## POINT 「事業再編の定義」

会社法上の組織再編行為(合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡)等を行った上で、他4つの事業再構築要件のいずれかを行うこと

「組織再編要件」を行い新たな事業形態のもとに、  
「その他の事業再構築要件(新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換)」の、  
いずれか1つを『全て満たす事業計画』にて示す必要がある

# 中小企業卒業枠について

事業再構築を通じて、資本金又は従業員を増やし、  
事業計画期間内に中堅企業・大企業へ成長する中小企業等を支援する特別枠

通常枠に加え、

「組織再編要件」、「新規設備投資要件」、  
「グローバル展開要件のいずれか」の内、  
『いずれかを満たす事業計画』にて示す必要がある

## POINT① 「事業再編の定義」

会社法上の組織再編行為(合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡)等を行った上で、  
他4つの事業再構築要件のいずれかを行うこと

## POINT② 「新規設備投資要件」

新たな施設、設備、装置又はプログラムに対する投資。  
中小企業卒業枠による補助金額の上乗せ分の2/3以上の金額を要する

## POINT③ 「グローバル展開要件のいずれか」 ※調査資料や契約書など資料が必要※

- ・海外直接投資→補助金額の50%以上を外国における支店営業所、子会社の事業費用に充てること。
- ・海外市場開拓→事業計画終了までに海外売上高比率が50%以上が見込まれること。
- ・インバウンド市場開拓→日本国内での外国人観光客への製品等の提供が50%以上が見込まれること。
- ・海外事業者との共同事業→成果物の権利の全部又は一部が当該中小企業者等に帰属すること。(外国法人・外国人の分の経費は対象外)

# 中小企業グローバルV字回復枠について



事業再構築を通じて、コロナの影響から売上をV字回復させる中堅企業等を支援する特別枠

通常枠に加え、

「グローバル展開要件」の内、  
『いずれかを満たす事業計画』にて示す必要がある

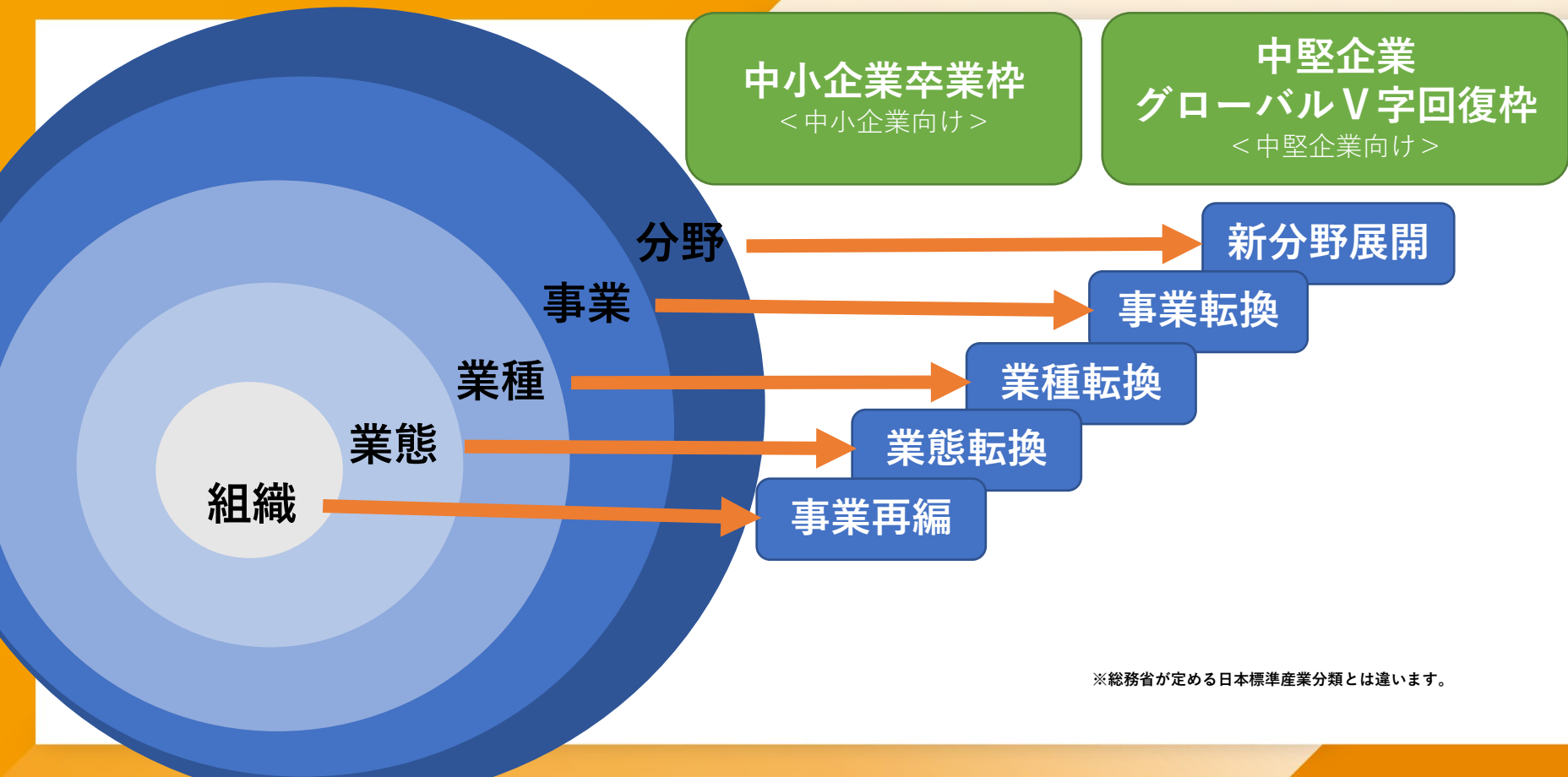
## POINT①「中堅企業であること」

- ・中小企業基本法に定める中小企業者に該当しないこと
- ・資本金の額又は出資の総額が10億円の未満の法人であること。
- ・資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数（常勤）が2,000人以下であること。

## POINT②「グローバル展開要件のいずれか」※調査資料や契約書など資料が必要※

- ・海外直接投資→補助金額の50%以上を外国における支店営業所、子会社の事業費用に充てること。
- ・海外市場開拓→事業計画終了までに海外売上高比率が50%以上が見込まれること。
- ・インバウンド市場開拓→日本国内での外国人観光客への製品等の提供が50%以上が見込まれること。
- ・海外事業者との共同事業→成果物の権利の全部又は一部が当該中小企業者等に帰属すること。（外国法人・外国人の分の経費は対象外）

# 転換のイメージ



※総務省が定める日本標準産業分類とは違います。

# お問い合わせ



担当：永井拓海

TEL：070-5585-3462

MAIL：takumi.nagai@bricks-uk.biz

LINEからもお気軽にお問い合わせ下さい！

